(1日本史 B プリント 1-9)

3.古墳とヤマト政権 g.ヤマト政権と政治制度(2) (p22~23)

②社会・・・[1 私地私民]の原則=豪族(中央・地方)が[2 土地]と[3 人民]を私的に領有する。

ヤマト政権・・・このような豪族を支配下においた連合政権の性格をもつ。

[4 氏姓]制度・・・大和政権が支配した豪族を編成した仕組、豪族は一族の名([5 氏])をもち、朝廷から家柄を示す[6 姓]を与えられた。

.....

[7 臣]→[8蘇我]、葛城、平群など大和地方のかつての[9 有力豪族]出身
[10 連]→[11物部]、[12大伴]など大王家の家臣、一定の職能をもつ[13 伴造]の豪族 君→筑紫·毛野など、有力な地方豪族
直→地方の一般豪族

有力な豪族からでた[14 大臣]・[15 大連]が中央政治の実権を握る

手工業や軍事・祭司など職務を分担する豪族 = [16 伴造]

→[17 手工業生産]や[18 軍事·祭祀]など職業集団(伴·品部)を掌握

③ヤマト政権や豪族のもとで生産に従事する私有民の総称 = [19 部民]

·ヤマト政権に属するもの=[20 *品部*]、大王家の私有民=[21 **名代・子代の部**]

·豪族の私有民=[22 <u>部曲</u>]

→ さらに身分の低い[23 **が**](奴婢)を置く

④大和政権の直轄地=[24 屯倉]→田部(部民)が耕作

豪族の私有地=[25 冊井]→部曲が耕作

⑤地方豪族··[26 <u>国造</u>]や[27 <u>県主</u>]の地位を与え、従来の土地の支配を認める →直轄地(屯倉)·直轄民(子代名代の部)の管理をさせる。

→子女を[28 **舎**人]や[29 **采**女]として大王家に出仕させる

く憲法十七条>

ーに曰く、「30 和をもって貴しとなす]、 忤ふること無きを宗とせよ。

二に曰〈、篤〈三宝(*[31 仏教])を敬へ。

第2章 律令国家の形成 1. 飛鳥の朝廷 a.推古朝の政治(p29~31)

①6世紀…朝鮮半島での[33新羅]と[34 百済]の発展

新羅→562年[35 加羅]地方中央部を支配下におさめる=大和政権の影響力低下

大和政権は[36 百済]と結び、[37 新羅]との対立がすすむ 6世紀初、[38 新羅]と結ぶ[39 筑紫君磐井]の反乱発生

②大和政権の動揺

1)大王家の対立……[40 継体]天皇即位=かれは本当に天皇家の一族か? 継体、欽明朝の内乱?

2)豪族間の対立

6世紀初 大連の[41 大伴]氏が有力=朝鮮政策で失脚

6世紀中期 大連の[42 物部]氏と大臣の[43 蘇我]氏が対立=[44 仏教]政策など 財政権を握る、渡来人を掌握

3)6世紀末[45 蘇我馬子]が[46 物部守屋]を滅ぼし、政権を独占→[47 崇峻]天皇暗殺(592)

③592年[48 推古]天皇が即位、[49展戸王](聖徳太子)が摂政となる。大臣[50 蘇我馬子]

政治の基調…51 蘇我氏と協調し、天皇の地位を高め、中央集権の国家体制をめざす

1)[52 <mark>冠位十二階</mark>]の制→[53 個人]の才能と功績により位階を与える =[54 氏姓](家柄)にかわる新しい豪族秩序をめざす

2)[55 憲法十七条]の制定 = 豪族に対し[56 国家の官僚]としての自覚を促す [57 仏教]への尊敬、[58 儒教]など中国の思想をとりいれる

3)607[59 遣隋使]派遣、正使[60 小野妹子]

隋との[対等]な外交をめざす→[朝鮮]政策での優位獲得をめざす → 隋が[66 高句麗]との戦いで苦戦していることを利用

留学生の派遣([67 高向玄理][68 南淵請安][69 僧旻])→中国の制度や文化を伝える

4)[70 仏教]保護政策···[71 飛鳥]寺(蘇我氏)[72 <u>法隆寺</u>](厩戸王)など建立 →[73 飛鳥]文化